

野生動物から農作物を守る

# シカ・サル・イノシシによる 被害を防ぐために



NO MORE DAMAGE  
NO MORE DAMAGE

# 農作物の被害状況

丹沢大山地域におけるシカ・サル・イノシシによる農作物被害の状況  
被害地域（平成14年度有害鳥獣による農林水産物被害等調査による）

## \*八幡

シカ：9月→トマト  
サル：6月→キュウリ、ナス 7月→枝豆  
9月→大根  
イノシシ：2月→キャベツ

## \*寺鐘・柳梅

サル：5月→キュウリ、ナス、桃 12月→大根

## \*片倉

シカ：11月→大根  
サル：11月→大根、人参

## \*舟沢・片原

サル：5月→エンドウ 5~9月→ナス  
6月→キュウリ 6~7月→トマト  
イノシシ：1~3月→キャベツ

## \*古在家・柿木ノ平

サル：5月→イチゴ 6~7月→ナス、キュウリ

## \*坂尻・中根

シカ：11月→大根  
サル：6月→インゲン、枝豆、ナス  
11、1月→大根 1月→ネギ  
2月→ホウレンソウ

## \*法論堂

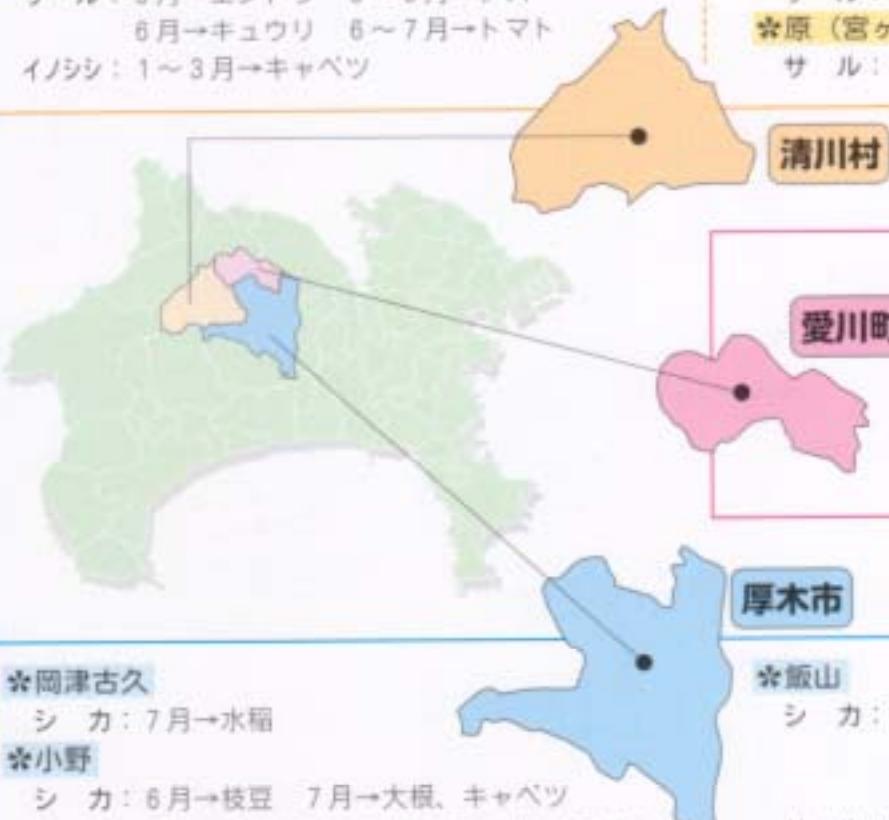
サル：4月→白菜、ナス、ジャガイモ  
10~12月→大根

## \*下原

サル：6月→ナス、キュウリ

## \*原（宮ヶ瀬）

サル：6月→インゲン



## \*岡津古久

シカ：7月→水稻

## \*小野

シカ：6月→枝豆 7月→大根、キャベツ  
9月→キャベツ、ネギ 10月→サツマイモ  
サル：6、9月→サツマイモ 9~11月→大根  
10月→柿  
イノシシ：3~4月→タケノコ

## \*七沢

シカ：6、9月→ナス、キュウリ  
10~2月→大根 11~3月→茶  
サル：6月→タケノコ、キュウリ、トマト、ナス、ピーマン  
7月→カボチャ 9月→栗  
12~2月→大根 1月→白菜  
イノシシ：6月→タケノコ、ジャガイモ 8月→里芋  
8~9月→栗 10月→人参

## \*上古沢

シカ：4月→ホウレンソウ 5~6月→水稻  
6~7月→サツマイモ  
サル：4月→大根 5月→ピーマン 5~6月→ジャガイモ  
6月→トウモロコシ 9月→栗  
イノシシ：6月→水稻

## \*半原

サル：7月→カボチャ、人参  
7~8月→ジャガイモ

イノシシ：8月→ジャガイモ

## \*角田

サル：11月、1月→ジャガイモ

## \*飯山

シカ：4~5月→枝豆等  
6月→トウモロコシ、ジャガイモ  
7月→トマト 8月→サツマイモ 9月→栗  
サル：5月→ジャガイモ 5~7月→トマト  
5~6月、9月→キュウリ  
6月→カボチャ、トウモロコシ  
7月→カボチャ 8月→サツマイモ、栗  
9月→ナス、キャベツ 10~1月→大根  
1月→キャベツ、白菜、ブロッコリー  
3月→タマネギ、ホウレンソウ  
イノシシ：5~6月→ジャガイモ 7月→トマト  
8月→カボチャ 9月→キャベツ

## \*萩野

シカ：6月→クワ 6~10月→水（陸）稻  
サル：4月→キャベツ、大根  
5~6月→ジャガイモ  
7月→インゲン、サツマイモ 7、9月→ナス  
9月→キュウリ 10月→栗 1月→大根  
イノシシ：9月→水稻

## \*棚沢

サル：5月→ジャガイモ 6月→リンゴ

## 2

# 被害の要因

## 野生動物による被害発生の背景

自然の生態系は、森や野原などの自然環境と、そのものを食用としているたくさんの種類の生き物が微妙なバランスを保ちながら、成り立っています。この自然の生態系に、開発や過剰な捕獲、餌付けなどといった人間の手が加えられたり、気候の変動などにより、このバランスが崩れ、ある種類の生き物が激減したり、異常に発生したりといったことが起こります。

今日、開発や植栽地の手入れ不足により、野生動物の生息地が狭められ、エサとなる下草などが減少しています。また、中山間地域などでは、人の手が入らなくなってしまった農地が増加し、野生動物の格好の隠れ場やエサ場となっています。さらに、餌付けなどにより本来、警戒心の強い野生動物が人を恐れなくなっています。

このように、野生動物による被害が発生する背景には、様々な要因があると考えられています。

### サル

県内には、県北、県央、西湘の3地域に個体群が生息しています。本来は森の動物ですが、開発などによる生息環境の悪化や餌付けなどにより、農作物などの嗜好や依存度を高め、その行動域を農地や住宅地へ広げたことで、農作物被害や生活被害を引き起こすようになりました。



### シカ

県内では、丹沢山地を中心に生息していますが、本来は草原と森が入り交じった環境を好みます。天敵のオオカミが絶滅し、森林伐採による草原の創出などにより、全国的にシカが増え、本県でも農林業被害や生態系への影響が発生しています。



### イノシシ

県内では、相模川以西の中山間地域で被害が発生しています。

イノシシは、本来警戒心の強い動物で、体を隠す習み、エサ、水があり、人間活動の少ない所を好みます。中山間地帯で遊休農地が増えるとともに、イノシシの分布拡大と頭数が増加しています。



## 3

# 被害をなくすための対応

## 必要な措置

### ● 誘引しない

取り残した栗、柿、シイタケなどは、知らず知らずのうちに野生動物を畑に引き寄せています。なぜならば、彼らに餌を与えていたと同じだからです。

### ● 裏山の見通しをよくする

畠周辺にツルや草が繁茂していると、野生動物はその「やぶ」を伝って、畠に忍び寄ってきます。ですから、草刈をして見通しを確保し、接近ルートを断ちましょう。

### ● 追い払い、見張り

畠に野生動物が出てきたら、追い払いましょう。畠の近くで談笑したりすることも、畠を見張っていることになります。



## シカ



### ●習性

- ・昼夜の区別なく活動します。（本来、夜行性で畠への出没は人がいない夜間が多い）
- ・1産1子、年1回出産、交尾期は秋、出産期は春～初夏、初産は約2歳です。
- ・寿命は、オス10～12年、メス15～20年です。（地域差がある）
- ・通常はオス、メスで別のグループを作り、交尾期には、1頭のオスと5～6頭のメスで行動します。
- ・冬は雪の少ない場所に移動します。
- ・大食漢で、1日に5キロ以上を食べ、反芻をします。
- ・視覚と聴覚は人間程度、嗅覚はイヌと同程度です。

### ●食性

- ・やわらかな木の芽や葉、草など、ほとんどの植物を食べます。

### 個人でできる被害対策

#### 1 畑などを守るための柵の設置

シカによる農林業被害を防止する最も効果的な方法は、畠や植林地を柵で囲うことです。地形にもよりますが、2m程度の高さのネットフェンスが有効と言われています。

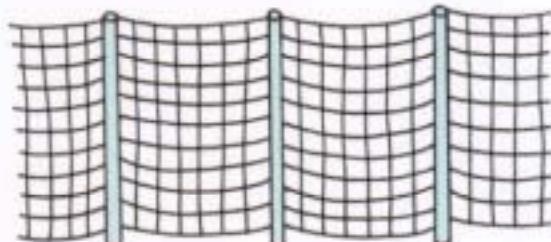
魚網や防風網が使われることがありますが、網にシカが絡まり穴があくことがあります。

また、竹など筒状のもので足場を不安定にして、柵の効果を高める工夫をしている方法もあります。

#### 2 その他の方法

- ① 回転灯や点滅ライトによる威嚇
- ② 爆竹、鉄砲の音などによる威嚇

ネットフェンスの例



### 地域でできる被害対策

- 1 広域的な獣害防止柵の整備と管理
- 2 狩猟や被害軽減のための捕獲

### 広域獣害防止柵の整備について

神奈川県では、平成14年度から3ヵ年の事業として、市町村と連携して農地と森林の境界部に基幹となる広域獣害防止柵を整備しています。



### ●習性

- ・縦行性です。
- ・1産1子、隔年出産、交尾期は秋～初冬、出産期は春～初夏、5～6歳頃から出産します。
- ・寿命は20年前後です。
- ・群れで行動し、広い範囲を遊動して生活します。オスは成獣になると単独行動をし（ハナレザル）、いずれは他の群れに入ったりしますが、それまでの間、時に市街地に出没することがあります。
- ・群れ毎の行動域は、少しずつ重複しながら隣り合っています。

### ●食性

- ・果実、若芽、種子など植物食を中心とし、サワガニ、昆虫なども食べます。
- ・群れによって食性は異なりますが、トウガラシ、コンニャク、ゴボウについては、被害報告がなく、サルの嫌いな作物である可能性があります。

## 個人でできる被害対策

### 1 飼付けは禁物

かわいいからと、サルに餌付けをすることは厳禁です。餌付けは、サルの人馴れの始まりです。また、取り残した農作物、いつまでもとらないでおく庭の果樹などは、餌付けと同じことになりますので、早期収穫に努め、不要な農作物は埋設するなど適正に処理することが大切です。

### 2 畑を守るための柵やネットの設置など

一人でも多くの人が柵やネットを設置すれば、それだけサルにとっては手ごわい集落になります。また、作物の植え方を工夫して、サルの好物の作物が見えないようにすることも有効です。



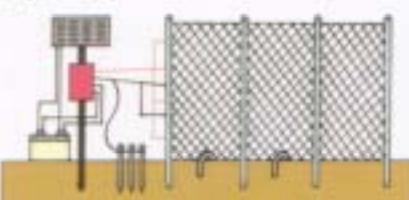
## 地域でできる被害対策

- 1 広域的な獣害防止柵の整備と管理
- 2 地域ぐるみの追払いを繰り返し行い、サルにとって安全な場所ではないことを徹底することが重要です。
- 3 地域ぐるみで、農作物の早期収穫に努め、野菜くずや不要な農作物は埋設するなど適正に処理することが大切です。
- 4 大山丹沢地域のサル（経ヶ岳群約60頭、鳩尾群約80頭、煤ヶ谷群約50頭、日向群約30頭）については、農地への出没が通年にわたっています。群れの動向を把握して、出没しそうな場所に追払い隊などが出動し、被害の発生を未然に防止することが有効です。



サル用被害防除用具の例

電気柵の例



簡易柵の例

サルが登ると支柱が曲がって落ちるしかけ

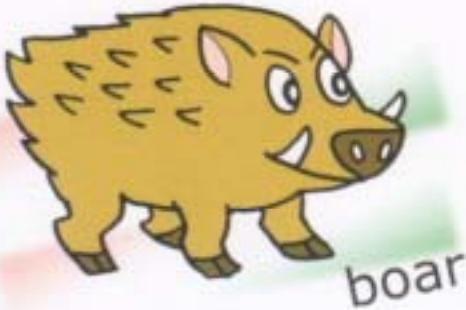


## ニホンザル被害対策事業について

神奈川県では、平成14年度から3カ年の事業として、地域での追払いの効果をより高めるために、サルの群れを追跡して、群れの状況、行動特性を把握するとともに、追払い隊への情報提供を行うニホンザル被害対策事業を行っています。



# イノシシ



## ●習性

- ・夜行性で、泥浴び（ヌタウチ）をします。
- ・1産2～8仔、年1回出産、交尾期は冬～初春、出産期は春～初夏、2歳頃から出産します。
- ・寿命は5～10年前後です。
- ・通常、群れはつくりません。

## ●食性

- ・雑食性です。タケノコ、落花生、いも類、トウモロコシ、稻、葛の根、ミミズ、昆虫の幼虫、カエルなどを食べます。

## 個人でできる被害対策

### 1 飼付けは禁物

くず野菜、生ごみなどはイノシシの餌になります。これらを畠などに放置したり、捨てたりするのは、餌付けをしているのと同じです。埋設するなど適正に処理することが大切です。

### 2 畠を守るための柵の設置など

イノシシは力が強いので、柵には相当の強度が求められます。柵の下からくぐられないように杭を打ち込み、高さは70cm以上、中が見えないようにすることが効果的です。



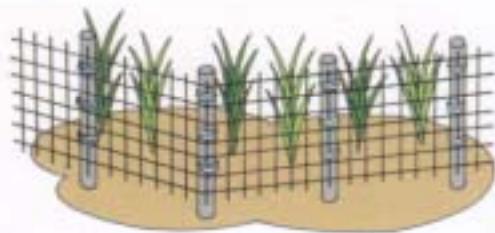
## 地域でできる被害対策

1 イノシシは警戒心の強い動物です。身を隠せるような、田畠周辺や遊休農地の繁みを刈り払い、イノシシが山から出来にくくすることが大切です。

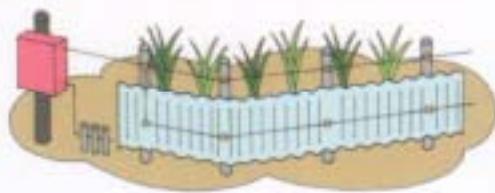
2 狩猟や被害軽減のための捕獲

### 侵入防止柵の例

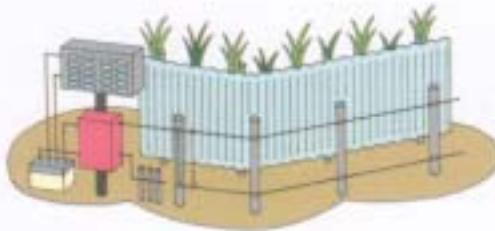
#### ワイヤーメッシュの例



#### 畦波板+電気柵の例



#### トタン+電気柵の例



### 1 被害対策への取組み

野生動物による被害対策は、地域の人々が一致協力して取り組むことが必要です。

野生動物も生きるために様々な学習をします。人馴れして都会に棲みついてしまった野生動物もいます。こうした野生動物を人の生活圏から離れた自然の中に戻すのは大変困難な作業です。

被害対策として捕獲することが必要な場合もありますが、私たちが何気なく行っていることが、野生動物の餌付けなどによる人馴れを起こしていることがあることを自覚し、少しずつでも被害が軽減されるよう、被害対策に真剣に粘り強く取り組んでいきましょう。

### 2 被害実態の把握

被害対策を考えるためには、大小を問わず被害実態を正確に把握することが必要です。

神奈川県では、被害実態を把握するため、毎年、有害鳥獣による農林水産物被害等調査を行っています。適切な対策を講ずるためにも不可欠な調査ですので、是非、ご協力をお願いします。

### 3 有害獣の捕獲

野生動物による農作物被害等防止のため、シカとサルについては県が、イノシシについては市町村が捕獲許可を行っています。許可は、被害等が生じているか又はそのおそれがあり、原則として被害防除対策によっても被害等が防止できないと認められるときに行われます。

### 1 計画について

特定鳥獣保護管理計画とは、数が著しく増加又は減少している特定鳥獣の保護管理について定めた長期的な計画です。

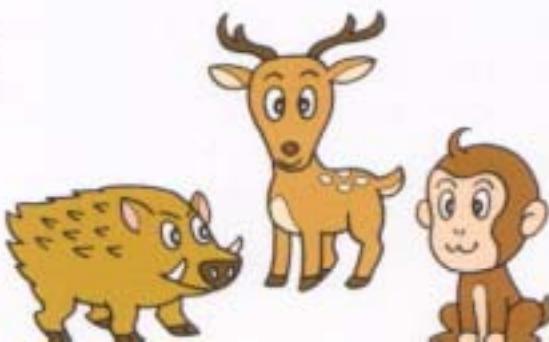
神奈川県では、平成15年3月に、ニホンジカとニホンザルについて定めています。

保護管理の目標は、ニホンジカについては①生物多様性の保全と再生、②地域個体群の維持、③農林業被害の軽減を、また、ニホンザルについては①地域個体群の維持、②農作物被害の軽減、③生活被害・人身被害の根絶を、それぞれ設定しております。

これらの野生動物による被害の軽減と人との共生を図るため、科学的な根拠に基づいて、平成15年度から計画的に実施しています。

### 2 計画の実施体制

県、市町村、農林業者、地域住民、農業団体、狩猟者などが連携して実施しています。





豊かな自然環境に恵まれた丹沢大山地域では、近年、野生鳥獣による農林業被害が深刻になっています。

県央地域鳥獣対策協議会は、人とのあづれきが著しいシカ・サル・イノシシを取り上げ、地域の皆さんのが、被害対策に取り組むための一助になればと、このパンフレットを作成しました。少しでも農作物被害などを軽減するために、是非、ご活用願います。

## 鳥獣対策窓口 (県・市町村)

神奈川県県央地区行政センター

環境部環境調整課

〒243-0004 厚木市水引2-3-1

☎046-224-1111

厚木市農業政策課・環境総務課

〒243-8511 厚木市中町3-17-17

☎046-223-1511

愛川町農政課・環境課

〒243-0392 愛甲郡愛川町角田251-1

☎046-285-2111

清川村産業観光課

〒243-0195 愛甲郡清川村煤ヶ谷2216

☎046-288-3864

### 【県央地域鳥獣対策協議会について】

県央地域の適正な鳥獣の保護と管理の施策を効果的に推進することを目的に設置され、県、県央地区行政センター管内の市町村、農協、森林組合、獵友会及び学識経験者で構成されています。

事務局は神奈川県県央地区行政センター 環境部 環境調整課